



退職後給付に関するディスカッション・ペーパー

国際会計基準審議会 (IASB) は、3 月にディスカッション・ペーパーを公表し、IAS 第 19 号の退職後給付会計を改善するための第一段階を示しました。この提案は、確定給付制度を有する企業の年金会計を大幅に変更しています。本提案について、Richard Davis が解説します。

IASB は、この提案により、確定給付制度に関する報告および表示を改善することを意図しています。また IASB は、確定給付制度と確定拠出制度との中間に位置づけられる制度について、問題点を確認しようとしています。本提案は、「拠出ベース制度 (contribution-based plans)」という区分を新たに設けて特定の認識・測定に関する規定を示していますが、従来の確定給付制度および確定拠出制度に関する規定については変更していません。

報告および表示

IAS 第 19 号で認められている遅延認識オプションの廃止が延期されており、貸借対照表を有用なものにするために、さらに多くの問題 (特に、保険数理差損益の認識におけるコリドー／スプレディング・アプローチに関するもの) を解決しなければならないという意見もあります。米国財務会計基準審議会 (FASB) は、この問題を、その検討のフェーズ 2 において広範で長期にわたる議論を開始する前の一時的措置として、FAS 第 158 号により対応しました。

またその他に、実際の収益にかかわらず、資産の予定収益率を損益計算書で認識することは事実を正確に反映していないという意見もあります。「ドットコム・ブーム」後の市況下落時に、一部の企業は、投資の価値が下落していたにもかかわらず、開示した年度利益を上回る期待収益率により当該収益を認識していました。つまり、投資の市場価値が下落していたにもかかわらず、収益は期待収益率により認識されていたということです。実際収益 (マイナス) と期待収益 (プラス) の差額は保険数理差損として繰延べられました。

利益の平準化が適切でないと考えるならば、結果として生じる (潜在的には変動的で多額の) 年金費用は業績報告書のどこで認識すべきでしょうか? 現行の IAS 第 19 号における選択肢では、すべてを損益で認識するか、あるいは保険数理差損益を認識収益・費用計算書 (SoRIE) に計上し、その他はすべて損益に計上するとされています。

このディスカッション・ペーパーは、3 つの代替的アプローチを提案しています。

アプローチ 1	すべての変動を損益で認識する。
アプローチ 2	利息費用、資産の実際運用収益および割引率の変動をその他の包括利益 (SoRIE) に計上し、その他はすべて損益に計上する。
アプローチ 3	割引率の変動による影響、制度資産の実際運用収益と制度資産の運用収益の (後に決定) 測定属性との差額をその他の包括利益に計上し、その他はすべて損益に計上する。

これらの代替案は以下の2つの原則を反映しています。

- 負債金額の割引の戻し入れと、それらの負債に対応するために準備された制度資産の運用収益が自然に相殺されるので、利息費用および少なくとも投資収益の一部は業績を示す計算書の同じ箇所に計上されるべきである。
- 負債金額の変動(これらの変動は現在価値アプローチから生じる一すなわち、利息費用および割引率の変動)と給付支払い(死亡率、離職率および給与または年金の増加)の見積りの変動の間には、差異が生じる。

これらの提案によると、現行の SoRIE アプローチによった場合よりも多くの年金費用の要素が損益に計上されます。ただし、これにより損益が増加するか減少するかはまた別の問題です。なぜなら、損益の増減は、年金数理士がいかに適切に将来予測を行うかに依存するからです。

「拠出ベース制度」

本提案が示す最も大きな変化は、新しく「拠出ベース制度」という区分を設けること、およびこれらの制度で公正価値測定アプローチを採用することです。拠出ベース制度の定義には、現行の確定拠出制度および現在確定給付制度とみなされているその他多くの制度が含まれます。また、公正価値測定モデルの導入により、2つの選択肢のうちのいずれか高い方に給付の基礎を置く、制度の経済的側面を反映する基準を許容しています。

拠出ベース制度の前提となっているのは、多くの給付は、拠出の形態(例えば、現行の給与の一定割合や固定額)に一定の形態の指数やリターン(例えば、資産プールまたは株式市場指数の実際収益、あるいは消費者物価指数の変動)を加えたものとして表すことができるというものです。したがって、この制度においては、各年度に稼得される給付は、いずれも将来の給与に依存してはいません。

給付が、毎年の給与の5%の拠出額に株式市場指数による収益を加えた額とする一括払いの年金制度を考えてみます。仮に年金基金を通じて指数トラック型ファンドに対して拠出される場合、現行では確定拠出制度に分類されます。また、仮に拠出が約定リターンを保証する年金制度資産に対して行われるのであれば、当該制度は現時点で確定給付制度に分類されます。今回の提案によると、このような給付約定は、拠出の形態にかかわらず拠出ベース制度に分類されます。

拠出ベース制度に関する測定アプローチ案は、給付が給付算定方法に従って算出されていると考え、当該債務を「給付約定の条件は変更されないと仮定した公正価値」で測定します。

前述の制度の例に戻って考えてみると、確定拠出制度の取り扱いの変更すべきではありません。しかし、未積立の制度については、経営者は予測単位積増評価方式(projected unit credit valuation)を優良社債の利回りの割引率で採用する代わりに、給付約定の条件は変更されないと仮定した公正価値が採用されます。これは実務上、どのような意味を持つでしょうか？

未積立の約定は、給付期限到来時に、企業に依然として支払能力がある場合にのみ支払われるため、公正価値には当該約定固有の債務不履行リスクを反映させなければなりません。これは、清算において、年金給付がどのような優先順位に位置づけられるかにもよりますが、このリスクは原則として雇用主の信用リスクとなるはずですが。この点は現行のIAS第19号から大幅に変更される点です。現行においては、異なる2つの会社の同一の給付約定の測定は、それらの信用格付けの違いや給付支払い方法にかかわらず同じです。今回の提案によると、異なる雇用主の同一の給付約定の価値は様々になる可能性があります。

この多様性は、給付支払時にも生じることがあります。確定給付制度および拠出ベース制度の測定基礎は、異なっています。例えば、年間1,000ユーロの年金は、それが、拠出ベース制度によるものである場合には公正価値で測定され、確定給付制度によるものである場合には現行のIAS第19号に従って測定されることになります。これによってどの程度差異が生じるかは、どのような方法で公正価値を決定するかによりますが、年金制度への積立てを行う多くの国々では、年金支払いの優先度を最も高くしていますので、債務不履行リスクは小さくなっています。

公正価値が出口価格モデルに基づく場合(FAS第157号で規定)、保険会社から年金支払についての保険を購入する費用を、公正価値により測定するという考え方があります。多くの地域の保険会社で使用される死亡率の仮定は、より保守的なものであり、少なくとも年金基金で使用される仮定ほど楽観的なものとはなっていません。すなわち、保険会社は、退職者は予測よりも長生きして雇用主の見積りよりも多くの給付を引き出すと仮定することが多くあります。また、年金契約の基礎となる利回りが優良社債の利回

りよりも高くなることは稀です。このため、拠出ベース制度における年間 1,000 ユーロの年金に付される価値は、確定給付制度における同様の年金支払いに付される価値を大幅に上回る可能性があるということです。

将来の見通し

このディスカッション・ペーパーを経て IAS 第 19 号の改訂版が公表された後には、IASB によるレビューのフェーズ 2 が開始されます。IAS 第 19 号において、同一の性格の債務の評価に 2 つのモデルを用いることは困難です。このことは、拠出ベース制度の測定モデルを比較的短期的なものとするか、確定給付制度に同一のモデルを適用することを意味しています。

今回の提案は、様々な形態の給付制度の会計処理に重要な影響を与え、今後長期にわたり使用される給付会計のフレームワークを提供しています。財務報告作成者および利用者は、公開草案あるいは基準書が公表されるのをただ待つのではなく、本提案について検討し、IASB にコメントを提出することが奨励されます。コメント募集期限は 2008 年 9 月 26 日です。

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.